

予防接種健康被害救済給付額一覧(新型コロナワクチン)

(令和5年4月改訂)

(単位:円)

		対象期間	令和2年4月～令和3年3月	令和3年4月～令和4年3月	令和4年4月～令和5年3月	令和5年4月～
A類・臨時(新型コロナワクチン)	医療手当	入院月8日未満 通院月3日未満	35,000	35,000	34,900	35,800
		入院月8日以上 通院月3日以上 同一月入通院	37,000	37,000	36,900	37,800
	障害児養育年金	1級(年額)	1,581,600	1,581,600	1,579,200	1,617,600
		2級(年額)	1,266,000	1,266,000	1,263,600	1,293,600
	障害年金	1級(年額)	5,056,800	5,056,800	5,048,400	5,175,600
		2級(年額)	4,045,200	4,045,200	4,039,200	4,138,800
		3級(年額)	3,034,800	3,034,800	3,028,800	3,104,400
	死亡一時金		44,200,000	44,200,000	44,200,000	45,300,000
	葬祭料		209,000	212,000	212,000	212,000
	介護加算	1級(年額)	844,300	844,300	844,300	846,200
2級(年額)		562,900	562,900	562,900	564,200	

○通院・入院や死亡等のあった年月における額が適用されます。

(例)①令和4年3月に3日通院、②令和4年4月に2日通院した場合の医療手当の算出

→①令和4年3月分:37,000円、②令和4年4月分:34,900円、医療手当合計(①+②):37,000円+34,900円=71,900円

○障害児養育年金・障害年金の支給開始月は、「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月」になります。

○控除・加算等により給付額が異なる場合があります。

○給付額は令和5年4月現在の内容です。今後変更されることがあります。